☆ みんなで守ろう！子どもの笑顔 ☆

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です

「児童虐待」という言葉をニュースや新聞で見たり聞いたりすると、特別な事件に見えるかもしれませんが、虐待は皆さんの身近で起こっています。児童虐待は深刻な社会問題で、その相談件数は増加の一途をたどっており、市への虐待相談も年々増加しています。市では「児童の生命及び安全の確保を最優先にする」ことを基本に、虐待の防止と早期発見・早期対応により、深刻化の防止に取り組んでいます。

「通告」「相談」から支援へ

「これって虐待？」と思ったら、ためらわずにご連絡ください。通告は匿名でも可能で、通告者の秘密は守られます。また、自分の行っていることが虐待ではないかと悩んでいる保護者からの相談も受け付けています。通告や相談から家庭への「支援」が始まります。

虐待に気づくきっかけは...

子どもからのサイン

- いつも親の怒鳴り声、子どもの泣き声がする
- 家に帰りたがらない
- 衣服や家が極端に不衛生
- 頻繁に傷やアザができる
- 表情が乏しい、活気がない
- 子どもだけで長時間過ごしている

保護者からのサイン

- 小さい子どもを家に置いたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である。強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

「しつけ」のつもりが虐待になっていませんか？

子どもを傷つけるような言葉で叱る、「しつけのため」という体罰などは虐待にあたります。子どもの心を傷つけることや体罰ではしつけはできません。

たかが夫婦げんかと思っていませんか？

子どもの目の前でのDV(配偶者間の心身に対する暴力)は、子どもへの心理的虐待にあたります。DVで悩んでいる方は、まずは相談をしてください。秘密は守られます。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題

子育ては社会全体で見守り、関わり合って行うものです。保護者と社会との関わりは児童虐待の予防にもつながります。普段からのあいさつや声掛けなど、できることはたくさんあります。もし、あなたの周りに、気になる親子がいたら、一言声をかけてみましょう。

市の対応

家庭相談員や保健師、社会福祉士が市内の保育園や幼稚園、学校、学童保育室、児童館などに出向き、虐待の防止と早期発見、早期対応に努めています。相談内容によっては民生委員、主任児童委員、学校、医療機関、児童相談所、警察などの関係機関で構成する「下野市要保護児童対策地域協議会」と連携し情報を共有しながら対応しています。

〈児童虐待に関する相談先〉

- こども家庭センター(家庭相談グループ)　☎(32)8922
- 児童虐待緊急ダイヤル(休日・夜間)　☎028(686)3005
- 児童相談所全国共通ダイアル(通話料無料)　☎189(いちはやく)

〈子育てに関する相談先〉

- こども家庭センター(すこやか親子グループ)　☎(32)8921

〈DVに関する相談先〉

- 女性相談(DV)ホットライン(女性相談支援員による電話相談)　☎(32)8724
  平日の午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
- DV相談ナビ(県の相談機関に繋がります)　☎＃8008(はれれば)

女性の人権ホットライン強化週間

女性の人権ホットラインは、配偶者・パートナーなどからの暴力や、職場などでのセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性のさまざまな相談に応じています。

相談は、女性の人権問題に詳しい法務局職員または人権擁護委員が担当します。相談は無料で、秘密は厳守します。1人で悩まずご相談ください。

■電話番号　☎0570(070)810

女性の人権ホットライン強化週間

期間中は、平日の電話受付時間が午後7時までに延長されるほか、土日も受け付けます。

■期間
11月13日㈬～19日㈫

■受付時間
平日　午前8時30分～午後7時
土日　午前10時～午後5時